

健康保険 限度額適用認定証交付申請書

常務理事	事務長		係

**マイナ保険証に対応した医療機関等では、限度額適用認定証が無くても高額療養費制度の自己負担限度額を適用することができます。
本申請は不要となりますので、マイナ保険証での受診をご検討ください。**

太枠内を記入してください。

被保険者証の	記号	番号	事業所名称
被保険者 (社員ご本人)	氏名		
	生年月日	<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成	年 月 日生 日中の連絡先 TEL: — —
被保険者住所	〒 —		Tel : — —
認定証交付対象者 <small>被保険者本人の場合 記入不要</small>	氏名	被保険者との続柄	
	生年月日	<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 令和	年 月 日生
認定証送付先住所 <small>被保険者の住所と同じ場合は省略</small>	〒 —		Tel : — —
認定証の使用開始予定日	月	日より	<input type="radio"/> 入院予定 <input type="radio"/> 入院中 <input type="radio"/> 通院
年 月 日			
上記のとおり限度額適用認定証の交付を申請いたします。			
伊藤忠健康保険組合 理事長 殿			
被保険者の個人番号記載欄			
※ 被保険者証の記号・番号欄に記入した場合、個人番号の記載不要。			

申請書送付先	〒530-0001 大阪市北区梅田3丁目1番3号 伊藤忠健康保険組合 Tel : 06-7638-3088 <small>* 郵送、PDFメール添付で申請を受付します。 (Mail : itckh@itochu.co.jp)</small>
参考: 自己負担限度額 (高額療養費)	適用区分: 標準報酬月額 / 自己負担限度額 「ア」: 83万円以上 / 252,600円 + (医療費-842,000円) x 1% <4回目~: 140,100円> 「イ」: 53~79万円 / 167,400円 + (医療費-558,000円) x 1% <4回目~: 93,000円> 「ウ」: 28~50万円 / 80,100円 + (医療費-267,000円) x 1% <4回目~: 44,400円> 「エ」: 26万円以下 / 57,600円 <4回目~: 44,400円> <small>※医療費とは、1ヶ月(1日から月末)に同一医療機関で要する医療費総額(入院・外来・診療科別)です。</small>
【注意事項】	① この申請書は、70歳未満の方が対象です。 ② 対象者ごとにご申請ください。 ③ 有効期間は申請書を受付した月初から8月末まで。9月以降も必要な場合は再度申請ください。 ④ 当申請後交付された認定証を医療機関の窓口に提示いただければ、入院・通院時の窓口負担は、本人負担限度額までとなり、多額の支払いが不要となります。 尚、70歳以上の方には高齢受給者証が交付され、本人負担限度額までとなりますので本認定証の交付申請は必要ありません。

* 記載いただいた個人情報、保険給付の目的以外には使用いたしません。

【受付年月日】

マイナンバーカードが健康保険証として利用できます!



1 マイナンバーカードをカードリーダーに置く

カードの顔写真を機器で確認します。
※顔写真は機器に保存されません。



2 オンラインであなたの医療保険資格を確認!

マイナンバーカードのICチップにある電子証明書により医療保険の資格をオンラインで確認します。

利用申込はカンタン!



ここをクリック!

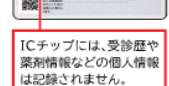
(*)子育てや介護をはじめとする行政手続の検索やオンライン申請がワンストップできたり、行政からのお知らせを受け取ることができる自分専用のサイトです。



マイナンバー(12桁の数字)は使いません!



マイナンバーカードの健康保険証利用には、ICチップの中の「電子証明書」を使うため、マイナンバー(12桁の数字)は使われません。



医療機関や薬局の受付窓口でマイナンバーを取り扱うことはありませんし、ご自身の診療情報がマイナンバーと紐づけられることもありません。

どんないいことが? 7つのメリット

<p>POINT1 より良い医療が可能に!</p> <p>本人が同意すれば、初めての医療機関でも、特定健診情報や今までに使った薬剤情報が医師等と共有でき、より適切な医療が受けられるようになりました。 ※薬剤情報は、2021年9月に診療したもから3年分の情報が閲覧できるようになりました。</p>	<p>POINT2 自身の健康管理に役立つ!</p> <p>マイナポータルで、2021年10月から、自分の特定健診情報を順次閲覧できるようになり、自分の薬剤情報を閲覧できるようになりました。 ※特定健診情報は、2020年度以降に実施したもから5年分(直近5回分)の情報が閲覧できるようになりました。</p>	<p>POINT3 オンラインで医療費控除がより簡単に!</p> <p>マイナポータルで、2021年11月から自分の医療費通知情報が閲覧できるようになりました。また、2021年分所得税の確定申告から、医療費控除の手続きで、マイナポータルを通じて医療費通知情報の自動入力が可能となりました。 ※2021年9月分以降の医療費通知情報について、閲覧・自動入力が可能となりました。</p>	<p>POINT4 手続きなしで限度額を超える一時的な支払が不要!</p> <p>限度額適用認定証がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払が免除されます。 ※自治体独自の医療費助成等については、書類の持参が必要です。</p>	<p>POINT5 医療保険の資格確認がスムーズ!</p> <p>カードリーダーで顔写真を確認すれば、スムーズに医療保険の資格確認ができ、医療機関や薬局の受け付けにおける事務処理の効率化が期待できます。</p>	<p>POINT6 医療費の事務コストの削減!</p> <p>医療保険の請求取り等が減少することから、医療保険者等の事務処理コストが削減でき、持続可能な制度運営につながる見込みです。</p>	<p>POINT7 健康保険証としてずっと使える!</p> <p>就職や転職、引越をしても、マイナンバーカードを健康保険証としてずっと使うことができます。医療保険者が変わる場合は、加入の届出が引き続き必要です。</p>
--	--	---	---	--	--	--

よくある質問にお答えします

マイナンバーを見られるのが不安です

医療機関や薬局の窓口職員が、マイナンバーを取り扱うことはありません。もし見られたとしても、他人があなたのマイナンバーを使って、手続きすることはできない仕組みになっています。

マイナンバーカードを持ち歩いて大丈夫なの?

健康保険証として使えるようになって、受診歴や薬剤情報などプライバシー性の高い情報がカードのICチップに入ることはありません。落としたり、失くしたりした場合は、フリーダイヤルで24時間365日体制でカードの一時利用停止を受け付けています。

どこで利用できるの?

マイナンバーカードを健康保険証として利用できる医療機関・薬局は、下のステッカーやポスターが目印です! 利用できる医療機関・薬局は、拡大しています。



マイナンバーカードの申請方法

交付申請書をお持ちの方は、以下4つの方法から申請できます!

スマートフォン 半分以上の人がオンラインからの申請なんだって!

- スマホで顔写真を撮影。
- スマホで交付申請書のQRコードを読み取る。
- 申請用WEBサイトでメールアドレスを登録。
- 申請者専用WEBサイトのURLが届いたら、顔写真を登録、必要事項を入力して申請完了。 交付申請書

パソコン 交付申請書に記載の申請書IDが必要だよ

- カメラで顔写真を撮影。
- 申請用WEBサイトでメールアドレスを登録。
- 申請者専用WEBサイトのURLが届いたら、顔写真を登録、必要事項を入力して申請完了。 申請書IDを入力!

証明用写真機

- タッチパネルから「個人番号カード申請」を選択。
- 撮影用の料金を投入して、交付申請書のQRコードをバーコードリーダーにかざす。
- 画面の案内にしたがって、必要事項を入力。
- 画面の案内にしたがって、顔写真を撮影して送信し、申請完了。

郵便

- 交付申請書に必要事項を記入し、6か月以内に撮影した顔写真を貼り付けて郵送し、申請完了。

カードの仕上がりが早いスマホでの申請がおすすめ!

交付申請書をお持ちでない方は、マイナンバーカード 郵便

- 専用サイトから手書き用の交付申請書と封筒をダウンロードすれば、郵便で申請ができます! プリントアウトしてご利用ください。
※手書き用の交付申請書には、顔写真の貼付とマイナンバーの記入が必要です。
- 市区町村の窓口でも、交付申請書を再発行しています。本人確認書類(運転免許証、パスポート等)を持参の上、お住まいの市区町村へ行きましょう。

マイナンバー制度・マイナンバーカードについてのお問合せ

マイナンバー総合フリーダイヤル

0120-95-0178

※休日も受付可能(受付時間: 午前9時～午後9時、午後10時～翌朝1時)

▼一部のIP電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合

マイナンバーカード等	その他のお問合せ
050-3818-1250	050-3816-9405

▼英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語に対応のフリーダイヤル

The telephone number is toll-free corresponding to English, Chinese, Korean, Spanish and Portuguese.

マイナンバー制度について	マイナンバーカード等
0120-0178-26	0120-0178-27

※マイナンバーカードの申請方法は必ずしもこの通りではありません。

マイナンバーカードの申請方法はこちら

デジタル庁 総務省 厚生労働省

令和4年7月改訂

マイナンバーカードが健康保険証として利用できます!

※利用できる医療機関・薬局については、裏面に詳しく載っています。
※従来の健康保険証が利用できなくなるわけではありません。

マイナンバー-PRキャラクター マイナちゃん

公的個人認証サービスPRキャラクター マイキーくん

デジタル庁 総務省 厚生労働省